

令和7年3月25日

貨物自動車運送事業者に対する事業停止処分について

下記事業者に対して、令和6年11月28日に一般監査を実施したところ1項目の違反が判明し、事業停止処分に該当する内容であったため、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づき、行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び営業所の名称
事業者の氏名：株式会社 五葉物流
営業所の名称：福岡営業所
2. 事業者及び営業所の所在地
事業者の住所：福井県敦賀市若葉町3-1-15
営業所の位置：福岡県鞍手郡鞍手町大字中山字濁り778番1
3. 行政処分年月日
令和7年3月11日
4. 行政処分等の内容
福岡営業所の事業停止30日間
令和7年3月25日から令和7年4月23日まで
5. 違反行為及び違反条項
①一般貨物自動車運送事業者の名義を他人に利用させていた。
(貨物自動車運送事業法第27条第1項)
※事業停止30日間は以下基準を適用。
「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」(抜粋)
5(1) 次の①から⑧までのいずれかに該当する場合において、違反営業所等に対して、該当する各号ごとに30日間の事業停止処分を行うものとする。
⑥法第27条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合
6. 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該事業者の累積点数
事業停止30日=30点であり、当該行政処分により付された違反点数は30点。(当該事業者の累積点数も同様)

<問い合わせ先>

九州運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：村上(むらかみ)、十時(ととき)

電話 092-472-2529



九州運輸局